

## 預金保険制度について

預金保険制度は、万一金融機関が破たんした場合に、預金者等の保護や資金決済の履行の確保を図ることによって、信用秩序の維持に資することを目的としています。

預金保険制度により、当座預金や利息のつかない普通預金（決済用預金）などは、全額保護されます。定期預金や利息のつく普通預金（一般預金等）などは、1金融機関ごとに預金者一人当たり、元本1,000万円までとその利息等が保護されます。

### 【お客様へのお願い】

金融機関は、預金保険で保護される預金等の額の確定のため、平常時から預金者の氏名（カナ氏名）、生（設立）年月日、電話番号等のデータを整備しておくことが、預金保険法第55条の2の規定によって義務付けられております。これは、万一保険事故が発生した場合、保護対象金額を迅速に確定し、お客様が円滑に預金等の払戻しが受けられるための措置です。

つきましては、お客様の生（設立）年月日、電話番号等をお届けいただいておりますので、何卒ご協力くださいますようお願い申し上げます。

また、お引越しやご結婚等により氏名、住所、電話番号に変更がある場合、速やかに変更のお手続きをお願いいたします。

### 【預金保険対象商品と保護の範囲】

預金等の分類		保護の範囲	
預金保険の対象預金等	決済用預金	当座預金、利息のつかない普通預金等	全額保護
	一般預金等	利息のつく普通預金、定期預金、定期積金、元本補てんのある金銭信託等	合算して元本1,000万円までとその利息等を保護。1,000万円を超える部分は、破たん金融機関の財産の状況に応じて支払われます。（一部カットされることがあります。）
預金保険の対象外商品等		外貨預金、元本補てんのない金銭信託、金融債（保護預かり専用商品以外のもの）等	保護対象外 破たん金融機関の財産の状況に応じて支払われます。（一部カットされることがあります。）

※詳しい情報については、預金保険機構ホームページをご覧ください。